

## ソフト指し対策規定(関東)

文：関東大学将棋連盟 小川清香

1. ソフト指しとは、将棋ソフトを使用して対局を検討し、ソフトを参考にしながら対局を行う行為である。
2. 本規定は、令和 5 年度春季団体戦以降の関東大学将棋連盟主催の全ての大会において適用する。
3. 対局者は対局中、全ての電子機器の電源を切ること。違反が発覚した場合は反則負けにする場合がある。
4. 電源を切った電子機器は机の上に置いておくこと。離席時の電子機器の携帯は一切認めない。これらに違反した場合は、理事が当該選手に対して警告を行う。警告を 2 回受けた時点で当該選手は失格となる。団体戦の場合は、当該選手所属大学の全ての対局を反則負けとする場合がある。
5. 観戦者は検討用の将棋ソフトを使用してはならない。これに違反した場合、1 度目は厳重注意、2 度目は対局室から退場となる。
6. 対局中の過度な離席や不審な行動が多く見られる場合、対局相手および観戦者から指摘があった場合、また理事がソフト指しが行われたとする疑義を認識した場合、理事による持ち物の検査を行う。指摘を受けた者は、その場で電子機器の電源が入っていないことを証明する必要がある。
7. 離席の禁止や対局時間の短縮は現時点では行わない予定である。ただし今後変更される場合がある。
8. 調査依頼期間は、原則として当該対局終了後から次の対局開始までとする。次の対局がない場合は大会当日中とする。ただし嫌疑者に対する処分を求めるのみの報告は当該棋戦が行われた年度内とする。
9. ソフト指しの判定は全日本学生将棋連盟で策定された基準に基づいて行う。また、不正防止のため基準は非公開とする。
10. ソフト指しの疑義を掛けられた者は、対局風景映像などの証拠提出がある場合、疑義に抗議をすることを認められる。
11. 対面・オンラインに関わらず対局中の将棋ソフト使用が発覚した場合、違反者は当該対局において反則負けになり、本連盟が主催する大会への参加資格を永久に失う。また違反者の所属大学は本連盟主催大会への参加資格を 1 年間失う。ただし当該大学に悪質性が認められない場合は参加を禁止せず、また参加禁止期間を短縮することができる。